

別記

伊丹市母子保健情報誌制作に係る業務仕様書

1. 件名 「伊丹市母子保健情報誌制作」

2. 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

1) 冊子の制作・印刷製本

(1)概要

規 格	A4判 ※中綴じ、横書き、左開き ※サイズ・・・A4：縦297mm×横210mm/A5：縦210mm×横148mm
紙質（表紙）	上質紙 90kg
紙質（本文）	上質紙 90kg
総ページ数	40 ページ
広告ページ数	14 ページ
色	4C（フルカラー）
発行部数	2,000 部
発行頻度	1 年に 1 回
発行日	2026 年 4 月 1 日（予定）
配付期間	2026 年 4 月初開庁日～2027 年 3 月末日
配付対象者	伊丹市に妊娠届出をした者 伊丹市に転入をした妊婦及び家族 等
配付方法及び配布部数	母子手帳配布時（1,800 部） 転入時の妊婦面接（200 部）
内 容	① 妊娠期から利用できる行政サービス、子育て支援サービス情報 ② 妊娠期から産後の心身の健康に必要な健康情報 ③ 伊丹市内における子育て関連情報（相談窓口、子育て施設等情報） ④ 企業広告
印刷製本費	冊子の制作および印刷製本に係る費用は協賛企業からの広告料を充てるものとする。 なお、広告料による収益がある場合には市への納付金として納付することも可とする。
発行元	伊丹市健康福祉部保健医療推進室母子保健課

(2)その他

- ①自治体独自の情報も、レイアウト案と文字情報のデータの提供で、デザインを施して作成すること。ただし、冊子制作に係る必要な行政情報は、文字データとして認識できる電子データで市が提供するものとする。
なお、市が何らかの事情によりそれを提供できない場合、受託者は制作に要する日数を考慮し、仕様等の変更ができるものとする。

- ②ホームページ掲載用データを納品すること。

2) 協賛企業の募集

- (1) 協賛企業の募集は受託者が、「伊丹市広告掲載基準」「伊丹市広告掲載要綱」「医療広告ガイドライン」の定める基準に則って行い、適切な広告を掲載できるようにすること。また、協賛企業が集まらなかった場合でも、必ず無料で納品することとする。
- (2) 受託者は、広告を募るに当たって、広告の販売をしようとする業者に対し十分な説明を行なった上で、販売を行うものとする。
- (3) 市は、冊子に掲載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。
- (4) 市及び受託者は、冊子の校正作業を協力して行い、市の校了を以て印刷を開始するものとする。
- (5) 市は、仕様書に定める配布方法及び配布部数に従い、冊子を配布するものとする。

3) 納期

令和8年3月19日(木)

4) 納品

引渡し場所は、母子保健課が指定する場所に搬入することとする。

3. 業務受託者

- (1) 受託者は、業務担当者を定める。また業務担当者は、市の担当者と連携を保ち、業務が円滑に実施されるように努める。
- (2) 受託者は、事前に市の許可を受けた場合を除き、業務の一部を第三者に再委託してはならない。

4. その他

- (1) この業務に必要な経費、備品及び消耗品等はすべて受託者の負担とする。ただし、市が受託者に提供する情報作成費用は市の負担とする。
- (2) 二次元コード等を積極的に活用し、読みやすく、かつ使いやすいような工夫を施すこととする。
- (3) 妊産婦へのガイドに偏ることなく、妊産婦と配偶者が共に利活用できるような工夫を施すこととする。(例:妊産婦と配偶者が本冊子を一緒に読むことを想定し、各項目において両者が取り組むべき内容を載せるように工夫する等)
- (4) この仕様書に定めのない事項又は内容について疑義が生じた場合は、その都度市の担当者と協議をすることとし、また詳細については担当者の指示によるものとする。